

松浦市骨髓等移植ドナー支援助成金交付要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、市が骨髓又は末梢血管細胞（以下「骨髓等」という。）の移植及びドナー登録を推進するため、予算の定めるところにより、骨髓等の提供を行ったものに対し、骨髓等移植ドナー支援助成金（以下「助成金」という。）を交付するものとし、その交付については、松浦市補助金等交付規則（平成18年松浦市規則第35号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この告示の定めるところによる。

(助成対象者)

第2条 助成金の対象となる者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 公益財団法人日本骨髓バンク（以下「骨髓バンク」という。）が実施する骨髓バンク事業において骨髓等の提供を完了している者
- (2) 骨髓等の提供を完了した時点において市内に住所を有し、かつ、国及び他の地方公共団体が実施する骨髓等の提供に係る助成金等の交付を受けていない者
- (3) 骨髓等の提供に関し有給休暇制度を設けている企業、団体等に属していない者
- (4) 市税等の滞納がない者

(助成金の額)

第3条 助成金の額は、次に掲げる骨髓等の提供に係る通院、入院及び面接（骨髓等の採取又はこれに連携した医療処置によって生じた健康被害に係るものを除く。以下「通院等」という。）に要した日数の合計に2万円を乗じて得た額とし、1回の骨髓等の提供につき14万円を限度とする。

- (1) 健康診断のための通院
- (2) 自己血の輸血に必要な採血のための通院
- (3) 骨髓等の採取のための入院
- (4) 前3号に掲げるもののほか、骨髓バンクが必要と認める通院等

(申請書に添付すべき書類)

第4条 助成金の交付を受けようとする者は、骨髓等移植ドナー支援助成金申請書兼請求書（様式第1号。以下「申請書」という。）に、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 骨髓バンクが発行する骨髓等の提供が完了したことを証する書類又はその写し
- (2) 市税等の滞納がないことを証する書類
- (3) その他市長が必要と認める書類

(申請書の提出期限)

第5条 前条の規定による申請書の提出期限は、骨髓等の提供が完了した日の翌日から起算して90日を経過する日とする。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(助成金の交付手続の特例)

第6条 この助成金の交付については、規則第21条の規定により、規則第7条の規定による交付の決定の通知及び規則第14条の規定による額の確定の通知は併合し、規則第13条の規定による実績報告は省略するものとする。

2 前項の規定による助成金の交付の決定及び額の確定の通知は、骨髓等移植ドナー支援助成金交付決定通知書及び交付額確定通知書（様式第2号）により行うものとする。

（補則）

第7条 この告示に定めるもののほか、この告示の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

（施行期日）

1 この告示は、令和4年4月1日から施行する。

（適用）

2 この告示は、令和4年4月1日以後に骨髓等の提供が完了したものについて適用する。